明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務四〇〇）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件の一部を改正する件（同四〇一）　五
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁一六～一九）　九
〔官庁報告〕
公聴会
電波監理審議会の意見の聴取について（電波監理審議会）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社工事完了、西日本高速道路株式会社工事開始変更関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

告示

○総務省告示第四百号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十一年七月三十日

総務大臣　佐藤　勉

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域の範囲	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）
1	北緯39度19分35秒東経140度05分31秒の地点と北緯39度19分28秒東経140度05分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度18分52秒東経140度06分01秒の地点と北緯39度18分35秒東経140度06分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	(1)　秋田県由利本荘市二番堰98―1　(39.30) (2)　秋田県由利本荘市前郷字院主下39―30　(53.50)
2	北緯39度18分57秒東経140度34分06秒の地点と北緯39度19分05秒東経140度31分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度19分06秒東経140度31分13秒の地点と北緯39度19分10秒東経140度29分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	(1)　秋田県横手市大町6―16　(112.40) (2)　秋田県横手市雄物川町薄井字薄井205　(73.70)
3	北緯40度16分17秒東経140度33分39秒の地点と北緯40度15分24秒東経140度34分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯40度15分21秒東経140度34分15秒の地点と北緯40度14分28秒東経140度34分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	(1)　秋田県大館市字長倉91　(118.50) (2)　秋田県大館市山館字八幡下181　(102.40)
4	北緯40度08分21秒東経139度59分30秒の地点と北緯40度08分16秒東経139度59分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯40度07分59秒東経139度59分16秒の地点と北緯40度07分44秒東経139度59分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯40度07分33秒東経139度58分59秒の地点と北緯40度07分26秒東経139度58分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯40度07分21秒東経139度58分51秒の地点と北緯40度07分11秒東経139度58分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯40度06分39秒東経139度58分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯40度06分33秒東経139度58分19秒の地点と北緯40度01分58秒東経139度55分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	(1)　秋田県能代市浅内字留山55―8　(83.80) (2)　秋田県男鹿市野石字中台73―2　(76.90)